

講演録

租税法の諸課題

-わが国税制の現状と課題-

東京大学名誉教授
金子 宏

はじめに

本日は皆様にお話をする機会を得まして、大変うれしく存じております。これから、「租税法の諸課題 わが国税制の現状と課題」というタイトルでお話をさせていただきます。私の専攻は租税法でございます、学者の分け方としては法律学者ということになるわけですが、しかし、租税制度や租税政策にも関心がありまして、それについて論文を書いているということもありますので、そちらについても半分ぐらいは専門家であると言ってよろしいかと思えます。

なぜ、租税政策や租税制度論に関心を持ったかと申しますと、私は若い頃アメリカのロースクール(日本で言えば、最近わが国でも設立されて話題になっております法科大学院に相当します。)に留学したわけではありますが、アメリカのロースクールでは、租税法の教育が非常に盛んであります。その中では、法律論、法の解釈論、判例を中心といたしますが、そのような判例を中心とした法の解釈論のほかに、租税政策論も大いに研究し、教えているわけでありまして、法学部の出身者は、租税法と同時に租税政策論についても、一応の勉強をするということになります。

それからもう一つは、私は若いころから税制調査会に関係してまいりました。一番最初に関係したのは、国税通則法を制定するための小委員会が税制調査会の中に設けられたときでありまして、その一員として加わっていたわけでありまして、それ以来、例えば、消費税の制定時とかいろいろ長い間関係してまいりまして、租税政策や租税制度論についての興味が一層大きくなったというわけでありまして、そこで、今日のお話というのは、法律論というよりは、制度の在り方に及ぶことが多いと思えますので、その辺をご了承いただきたいと思えます。

1 わが国の税制の現状

(1) タックス・ミックスの重要性

まず、わが国の税制の現状のあらましから入っていききたいと思います。わが国の税制は大き

く分けますと、所得に対する租税と、消費に対する租税と、資産に対する租税、この3種類の租税から構成されております。租税は人の担税力に即して課されなければならないということがよく言われます。担税力というのは、税制のキーワードの一つではありますが、人の担税力の表現、あるいは物差しは何であるかということを考えてみますと、それは所得と消費と、それから財産あるいは資産であります。どこの国でも税制は、この三つの租税の組み合わせからなっているわけでありまして、このように所得に対する租税と、消費に対する租税と、それから資産に対する租税の組み合わせからなる税制、これをタックス・ミックスと呼んでいるわけがあります。このように、タックス・ミックスによってバランスのとれた税体系を構築する必要があるという考え方は、21世紀になっても変わらないと思えます。

学者の中には、「消費税一本でいい」という事を言う人もいますが、消費税だけの税制では、構築物に例えれば、一本の柱の上に立っている建物のようなもので、風が吹けばすぐに倒れてしまうということになりかねないわけでありまして、やはり三本の柱によって支えられた構築物、つまり3種類の租税からなる税制が、一番安定していて好ましいということになるのではないかと思います。そのような考慮から、どこの国でも税制は、この三本柱によって支えられているということになるわけでありまして。

(2) わが国の税収構造の変遷

ただ、その組み合わせの内容は、時代によって変わります。例えば、いわゆる直間比率について、昭和60年度の統計資料を見ますと、国税収入の72.8%が直接税からの税収であり、間接税の税収は27.2%にすぎませんでした。ところが、平成16年度の予算ベースで国税収入の割合を見ますと、直接税は55.9%に低下し、間接税のウエイトが44.1%に上昇しております。国の税収を100%といたしますと、昭和60年度には所得税のパーセンテージは39.4%であり

ましたが、それが平成 16 年度になりますと 31.1%に低下しております。それから、法人税の昭和 60 年度の税収のウエイトは 30.7%でありましたが、それが平成 16 年には 21.3%に低下しております。他方で、間接税のウエイトは大きく上がりまして、平成元年から施行された消費税のウエイトが 21.6%、それからその他の消費課税が、20%を超えてかなりのウエイトを占めております。

現在 5%の消費税につきましては、平成 16 年度の予算によりまして、1%当たりの税収が約 2兆 4,000 億円という大きな規模に達しているわけでありまして、税収ポテンシャルが非常に大きいということになります。ですから、税率を 10%にすれば、消費税の税収は 20 兆円を超えることになるわけでありまして、このようなことを考えてみますと、わが国の税制において所得税と消費税が基幹税としての位置を占めていくであろうと思えます。

それから、法人税のウエイトは下がってきております。これはいろいろな理由があります。一つは、最近の景気後退といえますが、不況によって、法人の所得が減少して、多くの法人が赤字法人になっております。黒字法人でも、所得の金額は少なくなっているということがありまして、それからもう一つは、最近、法人税率を引き下げたということがあります。引下げの一つの理由は不況対策であります。それと同時に、わが国の法人は国際的に他の国々の法人と競争関係に立っているわけでありまして、国際化が進展すれば、ますます激しい競争にさらされるということになります。そうすると、税負担が重いと、競争上不利だということになります。仮に、税引前の利益率が他の国の法人よりも大きくても、税負担が重い結果として、税引後の利益率では外国よりも低くなってしまふということがあると、わが国の企業の国際競争力はそれだけ低下するということになりますから、国際的競争中立性ということを考えなければいけないわけでありまして、そのような事情もありまして、法人税率が最近少しずつ下がって

きているわけでありまして。現在では、地方の法人住民税や事業税を合わせると、アメリカの法人の税負担の割合より少し軽い、しかし、ヨーロッパの国に比べると、やや重い、このような数字が出ております。そのような事情がありまして、法人税の税収全体に占めるウエイトが低下しているわけでありまして。

この傾向は将来とも続く可能性があります。というのは、先進国も発展途上国もそうですが、国際競争の上で有利な地位を占めようとして、法人税率を引き下げる傾向があるからです。そうすると勢い、わが国もそれに引きずられるということになります。ですから、私は個人的には、例えば OECDとか、そのような国際組織の中で、法人税率をあまり下げるのはやめようではないかという提案を、日本がしてもいいのではないかと考えているわけです。そして、どこの国も税収が必要なわけですから、お互いに引下げ競争をするのはやめようという提案をして、適度な幅の中に法人税率を収めるという努力が、各国によって行われることが、これからは好ましいと思っているわけでありまして、しかし、今のところどうもそこまでは、国際協調は進んでいないようであります。

そのようなわけで、所得税や消費税に比べますと、残念なことでありますが、法人税のウエイトはかなり低くなっております。ただ、その重要性は一向に変わらないわけでありまして、所得税と消費税が基幹税であるとしたら、法人税は二次的な基幹税としての位置を占めていくことになるのではないかと私は考えているわけでありまして。

それからもう一つは、相続税・贈与税であります。相続税の課税状況を見ますと、毎年起こる相続事案のうち数パーセントの事案の人達だけしか課税されていないという状況にありますし、税収も決して大きくはないわけですが、しかし、富の集中を排除するという意味では、大変に重要な役割を持っていると思えます。戦後の経済成長のことを考えてみますと、やはり、戦後に富の分配状態が比較的平準化して、その

結果、みんながやる気を起こして、経済成長が実現したという一面があるわけでありまして。あまりにも富が偏在した社会では、人々のやる気というものがあるとしても失われるということがありますので、あまり極端な富の集中、あるいは、貧富の格差ということは好ましくないわけでありまして、相続税はそのようなものを緩和するという機能を持っておりますから、今後とも重要な税制であると思っております。

それから、地方税ではありますが、固定資産税も市町村の重要な税収でありまして、固定資産税と類似している都市計画税も合わせますと、ほとんどの市町村で税収の50%に達しているわけでありまして、これも大変に大きな租税であります。大体、法人税と同じぐらいの税収を上げていると考えてよろしいかと思っております。

そこで今日は、所得税から始めて、主な租税について、時間の許す範囲内でお話をしたいと考えている次第であります。

2 所得税

(1) 所得税の誕生

まず、所得税からお話ししていくことにいたします。近代所得税が最初に成立したのはイギリスでありまして、1799年に、イギリスのウィリアム・ピット宰相の時代にナポレオン戦争の戦費調達を目的として導入されました。ところが新しい租税というのは、どこの国でも評判が悪いわけでありまして、国民が大変に反対いたしましたので、ナポレオン戦争の終結とともに廃止されましたが、間もなくして復活いたしました。当時のイギリスの所得税は、課税の対象となる所得を列挙して、そのような列挙した所得に対して、それぞれ別々に課税するという制度でありました。

イギリスの制度が19世紀の間にヨーロッパ各国に伝播いたしまして、各国で所得税が導入されたわけですが、そこでの所得税は、要するに、所得の範囲が狭く限定されていて、一時的・偶発的な利得、例えば、われわれが今日呼ぶキャピタルゲイン、つまり資産の譲渡による所得

のようなものは、課税されていなかったわけでありまして。時代が下るにしたがって、所得の範囲は徐々に拡大されてきましたが、譲渡所得は長い間課税されませんでした。イギリスで譲渡所得が課税されるようになったのは、1960年代になってからであります。ヨーロッパ各国では、譲渡所得は、いまだに十分には課税されていないわけでありまして。そのようなイギリス・ヨーロッパ型の所得税を、わが国も明治20年(1887年)に導入いたしまして、所得の範囲を狭く限定するという制度が最初は採用されました。しかし、だんだん時代が下るにしたがって、課税対象の範囲は拡大されてきましたが、譲渡所得は、原則的には第二次大戦後まで課税されない状態が続いていたわけでありまして。

これに対してアメリカでは、所得税の導入が遅れまして、最初に導入されたのは1894年のことですが、すぐに憲法違反だという最高裁判所の判決が下りまして、そこで廃止されてしまうわけです。しかし、アメリカでは国民運動の結果として、改革立法の一環として、所得税が採用されたという経緯がございましたので、最高裁が違憲判決を下しますと、今度は国民は、それならば憲法を改正して、そして所得税の導入を図るべきだということで、憲法改正運動が起こりました。長い時間がかかって、1913年になって初めて憲法改正が成立するわけでありまして、憲法修正16条という条文が憲法の中に入るわけです。それはどのようなことを規定していたかといいますと、「連邦議会は、いかなる源泉から生じたものであるかを問わず、すべての所得に対して所得税を課税することができる」という規定が、憲法に入ったわけです。

つまり、今度は正面から所得税の導入が可能になったわけでありまして、その憲法修正16条の成立を受けて1913年に所得税が導入されまして、どのような源泉から生じたものであるかを問わず、すべての所得に対して所得税を課すという制度ができたわけです。ですから、イギリス・ヨーロッパ型の所得税の中で、課税対象から除外されていた譲渡所得のようなものも、

当然のこととして課税されることになったわけです。その後、連邦の内国歳入庁は、所得税法の解釈上、所得の範囲をどんどん広げるような解釈をとっていきました。そして、納税者からは「これは所得でないのに歳入庁は所得税をかけている。これは憲法違反だ」というような主張をして訴訟がよく起こるわけですが、裁判所も歳入庁の解釈を支持するというようなことで、所得の範囲はだんだん広がっていくわけです。

ただ、これに関してはマッコンバー判決という有名な判決がありまして、最高裁判所は、「実現した所得だけが、課税の対象となる所得だ」という判決を下すわけです。実現ということが所得の要素だというように、裁判所は判断したわけでありまして、今日われわれが会計学で「実現原則」ということについて勉強しますが、その淵源は、アメリカの最高裁判所のマッコンバー判決にあると考えてよろしいのではないかと思います。そのようにして、課税の対象となる所得がだんだん拡大していきまして、やがては、例えば横領や窃盗による利得のようなものでも、その利得者の管理支配の下に入っている場合には、所得として課税できるのだ、ということろまで進んでいくわけです。

(2) シャウプ勧告と包括的所得税

わが国の所得税は、ヨーロッパ型の制度をとってきたわけですが、第二次大戦後、占領が始まりますと、占領軍総司令部の中にある民事局財政課というところが、租税の問題も税制の問題も担当することになりまして、アメリカ型の総合累進所得税を採用すべきだという考え方が強くなるわけです。そして結局、昭和22年に総合累進所得税が採用されました。それから、昭和24年にシャウプ使節団が日本にやってきました、シャウプ勧告を作成して、マッカーサー元帥に提出するわけですが、そこでは、所得税を総合累進所得税の線に沿ってさらに改革するという提案がなされております。シャウプ勧告の考え方は、要するに、所得税は公平な租税であるということでありまして、

入ってきた所得のうちから、所得者本人や妻や子供の最低限度の生活をするために必要な部分は、担税力を持たないからということで控除して、残りの部分からその他の若干の種類の控除をして、その残りに累進税率で課税するという考え方をとったわけです。ただ、非常に高すぎる累進税率は、いろいろ好ましくない影響を与えるということで、一挙に、最高税率を55%まで引き下げるということを勧告したわけでありまして。

シャウプ勧告は、わが国の国税と地方税の全体の在り方について、包括的・全面的な改革意見を述べているわけですが、その提出を受けたマッカーサー元帥は、そのシャウプ勧告に手紙を添えて、吉田茂総理に送るわけでありまして。そして、元帥は「自分の見るところ、この勧告は非常によくできた内容の優れた勧告であると思う。したがって、日本政府としてはできるだけ早い時期に、それを全体として法案化して、制度化するようにしてもらえるとありがたい」という内容の手紙を出すわけです。これに対して吉田総理は、返書をしたためまして、「自分もこの勧告案というのはよくできている優れた勧告であると思う。したがって、できるだけ早い時期にそれを法案にして国会に提出し、早めに成立するように図りたいと思う」という手紙を書くわけでありまして。そのようにして昭和25年にシャウプ勧告に基づいて、わが国の税制は、全面的に改正され、総合累進所得税が徹底した形で採用されたわけでありまして。

(3) 所得税の現在の姿

しかし、やがて制度の一部は執行が困難であるとか、その他いろいろな理由で少しずつ改正されていき、特に高度経済成長の過程で、経済発展を図るために、いろいろな特別措置が導入されることとなります。特別措置は、税負担を軽減することを内容としているわけですが、所得全体を丸で表現するとしますと、特別措置によって少しずつ欠けていくことになるわけです。この現象を課税ベースの蚕食とか浸食、蚕食と

というのは、蚕が食うという字を書きますが、蚕食とか浸食、水で崩れるというような、そのような言葉を使います。要するに、そのような課税ベースの蚕食が進んでいったわけでありまして、これは、公平の見地から見て好ましくないことでありますから、昭和40年代に入りますと、税制調査会では、公平の回復のためには、租税特別措置を整理・合理化すべきだということを、繰り返して答申の中に述べるわけでありまして、なかなか整理・合理化は進みませんでした。

しかし、それが中曽根・竹下内閣の時代の税制改革によって、大いに整理・合理化されるわけでありまして、中曽根・竹下内閣の税制改革の目玉は言うまでもなく、消費税の導入であります。それと同時に、所得税や法人税の課税ベースの蚕食の問題を解決するために、特別措置によって課税対象から漏れていた所得を、また課税対象に取り戻すということをやっていたわけでありまして、例えば、非課税貯蓄の制度は大きく改革されました。社会的弱者という言葉を使うのは現在ではよくないことですが、当時はそのような言葉を使って、高齢者あるいは身体障害者の方には、非課税貯蓄を残しましたが、一般的には廃止したわけですから、有価証券の譲渡益も原則的に課税対象から除外されるようになっておりましたが、それも課税対象に取り戻すということにしたわけですから、その結果として、特別措置は、法人税の分野でも、所得税の分野でも、大いに整理・合理化されて、完全にではありませんが、また課税ベースは真ん丸ではないにしても、丸い形を取り戻したというような感じになったわけでありまして。

(4) 所得税の改革の方向 - 金融所得の課税方式と損益通算の問題 -

そのようにして、所得税は今日に至っているわけでありまして、最近出てきている一つの大きな問題は、総合累進所得税に対して、金融所得をひとまとめにして別の取り扱いをするという考え方でありまして、金融所得課税の一元化というような呼び方をいたします。現在でも、利

子所得とか金融類似商品の収益は分離して、地方税も含めると20%の税率で課税されているわけですし、それから、その他いろいろな資産性所得が分離して課税されるということになっております。金融所得というのは、最近はかなり広い意味で使われるわけでありまして、利子所得のほかに、配当所得、有価証券の譲渡益、その他若干のものを含めて、金融所得という呼び方をいたしますが、そのようなものを一つの類型として、金融所得としてとらえて、そして、その間で損益を通算したらどうかという考え方がかなり強くなってまいりまして、税制調査会の中でも、その検討が行われているわけでありまして。

ただ、まだどのようにするか意見は一致していないようでありまして、一致するまでにはまだかなりの時間がかかるのではないかと思います。なぜこのような議論が出てきたのかということを考えてみますと、これは私の推測も含まれていますが、最近景気が低迷している、人々の投資意欲が冷え込んでいる、お金はある人にはあるが、投資意欲が冷え込んでいる、そのような投資を奨励するためには、貯蓄をしておくだけではなくて、それを証券投資に振り向けるように奨励する必要があります。そのためには、証券投資によって出てきた損失を配当所得とか、その他の金融所得のプラス分から控除することを認めたらどうだろうかという発想が背後にあるのではないかと、このように思います。

もともと利子所得は、マイナスにはならない性質のものでありますから、有価証券の譲渡から出てきた損失を利子所得と損益通算することを認めるのかどうか、それとも、同じ証券投資から出てくる収益である配当所得との間だけで損益通算を認めるのかどうか、有価証券の譲渡損を、そのような配当所得とだけ損益通算することを認めるのか、というような点をめぐって、おそらく意見はなかなか一致しないものと思われると思います。したがって、どの所得と損益通算することを認めるかということについては、意見が一致するのに若干の時間がかかる、あるいは、

相当の時間がかかるということになるのではないかと思います。ただ、そのように新しい発想が出てきているということは大いに注目すべきことでありまして、もしそのように金融所得が特別な扱いを受けるということになりますと、金融所得とそれ以外の事業所得とか給与所得が、所得税法の上で別の取り扱いを受ける、そして、事業所得や給与所得は累進税率で課税し、金融所得は分離して比例税率で課税するという二本立ての所得税制になるわけでありまして。その辺のところをどのように根拠づけるのか、どのような理屈で根拠づけるのかということが、これからいろいろと議論されていくことになるのではないかと思います。

なお、そのような金融所得を一くくりにするということになりますと、そこで出てくる損は、事業所得や給与所得との損益通算は認めないというように、一つの壁が作られるということに、おそらくはなるのではないかと思います。そのように、所得税というのは、現在一つの制度上の曲がり角にきている、それがどのような方向に動いて行くのかというのは、これから大いに注目される場所であると思います。そのようなことを、所得税については、お話をしておきたいと思います。

3 法人税

(1) 法人税の課税根拠

それから次は、法人税の問題であります。法人税は先ほど申しましたように、ウエイトが下がってはきてはありますが、やはり、法人は国民経済の上で所得の大きな部分を生み出しているわけです。法人の所得は、最近、景気の後退で少なくなっているとはいっても、法人が生み出す経済価値が、配当とか、法人の従業員の給与とか、そのようなものに振り向けられるわけですから、給与を引いた後の法人所得というのは確かに少なくなりますが、生み出す利益自体は大変に大きいわけです。シャウプ勧告の言葉を借りれば、「法人は、国民経済における主要な事業の形態である」ということも言われている

わけでありまして、法人税は、ウエイトが少なくなってきたとはいっても、なお、将来とも重要な税源になっていくことは間違いないわけでありまして。ただ、法人税は、どのような根拠で課すのかということについてはなかなか難しいところでもあります。

ちなみに、シャウプ博士は残念ながら2000年に亡くなりましたが、シャウプ博士の一番弟子とも呼ぶべき、リチャード・バードという学者が最近、なぜ法人に課税するのかという論文を書いており、そこでは、「法人には担税力はないのだ」ということを盛んに言っております。

法人税の課税根拠として、わが国では二つの根拠づけがよく言われてきました。一つは、法人実在説というもので、法人は個人と同じように実在して、いろいろな経済活動をして利益を上げている、だからその利益に法人税をかけるのだ、利益は所得のことですから、法人の所得に法人税をかけるのだという考え方であります。それからもう一つは、法人というのは株主のものである、株主が集まって法人を作っているのであって、法人は確かに一つの人格、法人格を持っていて、経済主体として活躍し、権利義務の主体となるが、その活動というのは持ち主である株主のための活動である、株主のために利潤の追求活動をしているのである、だから、生み出された所得は、株主のものであるということです。ただ、利益の全部を株主に配当するわけではなくて、多くの部分を内部に留保するから、その部分については、配当するまでは所得税がかからないで済んでしまう、そこで、所得税に代わるものとして法人税をかけているのだという、そのような考え方が、2番目にあるわけでありまして。シャウプ勧告では、そのような考え方で法人税を説明しているわけでありまして。

わが国の現在の制度をしてみると、法人が他の法人から受け取った配当については、一部分だけ課税する、あるいは、子会社からの配当には課税しないとか、そのような受取配当益金不算入という制度があります。また個人が法人から受け取った配当については、その一定割合

を税額から控除するという、配当所得税額控除方式という制度があります。これはいずれも、法人税というのは、個人の所得に対する所得税の前取りであるという考え方で作られている制度だと普通は説明されているわけでありますので、シャウプの法人税についての考え方が、現在も制度上は続いているということになります。ただ、完全に二重課税が排除されているわけではないということに注意する必要があります。そのような意味では、わが国の法人税はやや中間的であると考えてよろしいのではないかと思います。

(2) 法人税の今後

ヨーロッパでは、ドイツもイギリスもフランスも、二重課税を完全に排除する制度を最近まで採用してきたわけですが、税収を確保しなければならぬという事情もありまして、完全に二重課税を排除しない制度に移っております。例えばドイツですと、従来は配当に向けた所得については、受け取った個人株主の段階で、法人税と所得税の完全な二重課税を排除するという仕組みをとっておりましたが、2000年の改正（2002年からの施行）で、個人が法人から受け取った配当は、2分の1だけを課税の対象にするという制度に切り替えて、現在に至っております。それからアメリカは、法人税と所得税を一切調整しないという制度を採用してきたわけですが、ブッシュ大統領の改革の下で、個人が受け取った配当については、低い2段階の税率で課税するというやり方をしているわけであり

ます。このように、法人税についても、世界的に見ているいろいろな動きがあるわけであります。将来どのような方向に動いていくのかということは必ずしもはっきりいたしません。課税ベースはなるべく広くする、そしてほどほどの税率を採用するということでもあります。

それから、税率の引下げ競争のことでありますが、この点については先ほど、引下げをやめるように国際協調を図るべきではないかという

ことを申しましたが、実を言いますと、シャウプ使節団の最も有力なメンバーの一人であった、ハーバード大学のロースクールの教授にサリーという先生がいて、その先生はケネディー大統領の時代に、財務省の財務次官補などをしていた人です。その先生のお弟子さんでオールドという先生がいて、その教授が、サリー先生やシャウプ先生のものの考え方を最も正当に承継している学者でありまして、正当な承継者といえますか、そのような人ではありますが、この人が中心になって、OECDで税率の引下げ競争をやめようという運動をしているわけです。有害な租税競争というように呼びまして、いろいろな特別措置などを導入したり、いたずらに税率を引き下げることやめようという運動をして、OECDでもそのような方向で意思統一を図っているわけです。ただ、なかなか守られないのです。守られないということが問題でありまして、そこをちゃんとオールド教授のような人が中心になって、何かの運動を起こして、例えば法人税率というのは、イギリスでは現在30%ですが、それを35%から40%の間に収めようように、みんな努力しようではないかとか、低い国は少しずつ上げていき、高い国は少しずつ下げていって、例えば3%ぐらいの幅の中に収めようではないかとか、そのような気運が出てくるのが好ましいのではないかと、そうでないと、いつまでも引下げ競争が続いてしまって、好ましくないというように思うわけであり

ます。法人税についてはほかにもいろいろと問題がございますが、今言った一つのことを突き詰めていくと、結局、世界がこのように狭くなって、各国の経済が入り組んで混合するような傾向になっているわけですから、これは、私がそのようなことを1992年に「世界の法人税制の統一」という題で論文を書いたのですが、やがては、世界各国が協調して法人税制を統一化する方向に向かうのではないかと考えます。どのようにするかと言いますと、課税ベースをまず共通にする、それから税率もほぼ共通にする、という

ことを目指すべきではないでしょうか。なぜかと言えば、世界は一つの世界、一つのマーケットに、やがてはなるのではないのでしょうか。OECDが今、一つの国家、一つのマーケットを目指して発展を続けているわけですが、それがやがて世界的な規模の運動になっていくのではないかというように思うわけです。そうすると、やはり、そのようなところでは税制の統一というものが当然必要になってきます。ヨーロッパでも、遅れておりますが、ヨーロッパ各国の法人税制度を統一しようということで、そのような委員会の報告書が出たりしているわけであり、なかなかそれが各国の個別事情があって進まないのですが、やがてはそのような方向に動いていくのではないかというように思いますので、世界全体もそのような方向に動いていくべきである、あるいはいく必然性があるというように考えたいわけであります。

4 消費税

(1) 消費税の導入の経緯

次は消費税であります。ご案内のように、中曽根内閣のときにヨーロッパ型の付加価値税、つまりインボイス方式を採用した売上税法案が提案されました。国会に提出されたのですが、結局は流産してしまったわけです。そこで、竹下内閣の時代にいろいろ工夫を凝らして、再び消費税法案として国会に提出されて、それが昭和63年の年末に国会を通過するわけです。そして、平成元年の4月1日から施行されたわけですが、この消費税が導入された理由としては、いくつかの理由があります。

一つは、経済成長が鈍化してしまっていて、そのために税収の伸びも著しく低くなりました。年によっては、予定していた税収が入らなくなって、赤字が生じてしまったというような年もあったりしたわけです。そのように税収の伸びが鈍化している一方で、高齢化社会を迎えて、歳出の必要性がますます大きくなっていく、財政需要がますます大きくなっていく、そうすると、よほど大きな税収ポテンシャルを持った租税の

導入を考えなければなりません。そのような大きな税収ポテンシャルを持った租税として、唯一残されていたのが一般消費税、あるいはヨーロッパで採用されていた付加価値税だったわけであります。

それからもう一つは、大島訴訟などでも盛んに言われ、そして、それが給与所得者の間でどんどん増幅していった、いわゆる所得税に対する不満です。特に給与所得者の重税感とか、あるいは不公平感、このようなものに対処するためには、所得税を減税しなければなりません。そのためにも、代わり財源が必要であるということです。

それから、当時の消費課税を見てみますと、個別消費税の体系をとっておりまして、法律で課税の対象として取り上げた品目だけが、課税対象になります。そうすると、課税対象とされていない物品やサービスと、課税対象とされている物品やサービスとの間で不公平が生じて、消費中立性が保たれない、消費中立性が害されるという問題が生じていました。そこで、消費中立性を維持するためには、原則として、すべての物品やサービスを課税対象とする必要があるのではないか、そのような理由から、消費税が導入されたわけであります。

(2) 消費税の改革の方向

わが国の消費税は、多段階で課税され、税の累積を排除するため仕入税額控除方式が採用されており、ヨーロッパの付加価値税と同タイプの税と言えますが、次のような点に特徴があります。

まず、消費税は、税の累積排除の方法として、ヨーロッパの付加価値税のようにインボイス方式は採っておりません。インボイスというのは、仕送り状とも呼ばれますが、インボイス方式は、請求書等に相手に販売する物品の価格と、それにかかる消費税額などが記載され、それを仕入れた人がその請求書等を保存しておかなければ、前段階税額控除ができないという制度であります。仕送り状のことをインボイスと呼びますの

で、わが国でも外国でもインボイス方式と呼ばれるわけでありませぬ。このインボイス方式は、いろいろ問題があるということで採用されませんでした。代わりに帳簿方式というものが採用されました。事業者は帳簿に、いつ、だれから、どれだけ、いくらで買ったのか、ということをきちんと記入しておかなければ、前段階の税額控除はできない、つまり仕入税額控除ができない、という制度が採用されたわけです。

また、ヨーロッパに比べて税率が非常に低いところから始まったという点も大きな特徴と言えます。

それから、中小事業者に対する配慮にも大きな特徴が見られます。まず、免税点が3,000万円という高いところにセットされています。ヨーロッパですと、露店のような小規模の事業だと課税されませんが、店舗を構えている事業なら、ほぼ確実に課税されるという程度の免税点が各国では設定されておりませぬ。また、年間課税売上額が5億円以下の場合には、簡易な課税方式を選択できる制度を採用しました。さらに、限界控除制度というようなものも採用しました。こうした事業者向けの特例は、付加価値税の制度としてはやや特殊でありませぬ。

それから、課税期間が非常に長い、そのために運用益が生じているのではないかという批判も行われませぬ。しかも免税事業者からの仕入れについても、前段階税額控除ができるというような問題とか、いろいろな問題があったわけですが、その辺はだんだんと改善されてきて、平成16年4月から免税点は1,000万円に引き下げられるということになりましたし、簡易課税も大幅に引き下げられることになりました。それから中間申告期間も短縮されましたし、仕入税額控除の方式についても、現在では、帳簿と請求書等を共に保存しておかなければいけませぬという「請求書等保存方式」になっていますから、その請求書には税額を書かなければならませぬということになれば、将来的にインボイス方式に変わっていくという可能性があるわけだ。このように、制度はだんだん透明性の高いもの

になってきているということが言えるわけだ。

わが国では、なぜ消費税について成立時に反対運動が多かったのであろうか、ということを考えてみますと、これは、従来のわが国の消費課税の制度が個別消費税の体系でありませぬ、取引高税の短い期間を除いては、一般消費税は存在したことがなかつたという理由によるものでありませぬ。つまり、全くの新税だつたということだ。ところがヨーロッパでは、付加価値税は一般売上税の改良型といひませぬか、改革型なわけだ。つまり、第一次世界大戦の戦中、戦後に、ヨーロッパ各国では税収を確保するために、売上税（取引高税）を採用しました。つまり、事業者は一定期間の売上金額の合計額に対して、一定の税率で売上税を納付するという制度が導入されたわけだ。そうすると、原材料の製造から小売までを行っているような企業ですと、1回に小売金額の税率分の課税で済んでしまうわけだ。ところが小さな企業ですと、原材料の製造、製造業者、卸売業者、小売業者、それぞれの段階で課税されて、そして課税される対象額の中には前段階から転嫁されてきた、前段階の売上税が含まれているわけだ。そのようにして、取引の各段階で税に対してさらに税が課されるというタックス・オン・タックスという現象が起こるために、原材料の製造から小売までを一つの企業で一貫して行う企業と、そうでない企業との間で、税負担の相違が生じてしまつて、大企業に有利な状況が生じた、小企業に不利な状況が生じたわけだ。

そこでヨーロッパでは、垂直的な統合というように呼びませぬが、製造から小売までの段階を統一してしまおうというような不自然な現象が起こつたりしたわけだ。そのような問題が国内経済政策の上で大きな問題になりませぬし、それを解決するためにはどうしたらいいだろうかということが問題になりました。結局、付加価値税にすれば問題は解決する、つまり、前段階から転嫁されてきた税額を税額控除すれば、タックス・オン・タックスの現象はなくなるということで、フランスで最初に考え出されて、付

加価値税が導入され、それがヨーロッパ各国で採用されたわけです。このように、ヨーロッパの付加価値税は、タックス・オン・タックスの問題を引き起こしていた一般売上税を改革するために作られたわけでありまして、一種の改革立法だったわけです。ですから、反対はそれほど起こりませんでした。税率は少し引き上げられましたから、それに対しては反対がありましたが、制度の仕組みを改めること自体については、むしろ賛成の意見が多かったのです。それが、ヨーロッパと日本との事情の相違ということになると思います。

日本でも、消費税導入以来10年を越える期間が経過して、だんだん定着してきているように思います。益税の問題というのも、まだ完全に解決したわけではありませんが、大幅に解決してきておりますので、ほぼ定着傾向にあると考えてよろしいのではないかと思います。それから、消費税は、高齢化社会を賄うための租税として、今後大変に大きな重要性を持ち、その重要性は増していくのではないかと考えられるわけでありまして、まだほかにもいろいろと論点があるかもしれませんが、時間の関係で、相続税と贈与税の問題に移ることにいたします。

5 相続・贈与税

(1) 両税の一元化

相続税と贈与税のことを合わせて、資産移転税という呼び方をすることがあります。アメリカではロースクールの租税法の科目として、かつては相続税とか遺産税と呼ばれる科目がありましたが、現在では資産移転税というように呼んでおります。つまり相続に当たって、被相続人から相続人に資産が移転する、あるいは贈与によって、贈与する人から贈与を受ける人に資産が移転する、そのようなものを合わせて資産移転税というように呼びまして、それに対する租税を資産移転税というように呼ぶわけです。そのように呼ぶことには理由があるわけです。つまり、相続税と贈与税を二つの別の租税として仕組みないで、二つの租税を合わせて一本の租

税にするという考え方が、世界的に今では普及しつつあるわけでありまして。

つまりそれは、シャウブ使節団が考えたやり方と共通しているわけでありまして。例えば、親が子供に今年500万円贈与したとします。そうすると500万円に対して贈与税がかかります。例えば100万円の贈与税がかかったとします。そうすると、また再来年500万円贈与したとします。そうすると、今度は今年の贈与と合わせて1,000万円の贈与に対していくらの税額がかかるか、ということ計算するわけです。すると、累進税率ですから、100足す100ではなくて、300になるとします。そうすると、今年払っていた100を300から引いて、200を贈与税として納付するというにすることにするわけです。やがて、父親が亡くなると相続が起こりますが、そこでいろいろな控除をした残り、5,000万円なら5,000万円が相続財産だったとします。そうすると、贈与されていた500万円プラス500万円の1,000万円をそれに足すわけです。足して、税率を適用して出てきた税額から、贈与に対してかかっていた300万円、最初は100万円、次は200万円、都合300万円を差し引くという形で、贈与税と相続税を一本化するというのがシャウブ勧告のやり方だったわけです。

つまり、一生の間の累積課税でありまして、どのように贈与や相続が行われようと、人の一生の間に資産の移転によって受け取った金額が同じであれば、税額も同じにすべきだというのがシャウブ勧告の考え方で、わが国ではいったんそれを採用したのですが、制度が複雑で納税者の理解を得られないということで、すぐ廃止してしまいましたが、最近では世界的に、制度をそのような方向に動かそうという傾向が出てきているわけです。

(2) 相続時精算課税制度

最近、わが国で採用された相続時精算課税制度は、そのような意味で大変に注目される制度です。2,500万円までは贈与に対して課税しない、その代わりに、相続のときにそれを相続財産

と合わせて税額を計算して、そして、出てきた税額があれば課税するというようなやり方です。つまり、基礎控除の金額を先食いすると言うと、ちょっと言葉として適切かどうか分かりませんが、そのような制度でありまして、贈与税と相続税を統合するといいますが、一本化する試みの一つとして注目されます。しかも、世界のほかの国で行われている一本化の制度とは違います。つまり、いろいろな国で行われている統一化の動きというのは、最初の贈与のときから課税するわけです。しかし日本の場合、2,500万円までなら贈与税は課税しないで、相続のときに合わせて精算課税を行うということですから、後ろのほうに課税時期をもっていくということで、これは有効需要の創出、つまり、親がじっと預金しておいたのでは、それは有効需要の充足には役立ちません。しかし子供に渡せば、そこで有効な目的のために使われて、経済発展にそれ相応の効果を発揮するであろうというように考えられるわけで、そのような意味では、一つの注目すべき制度ではないかというように、私は考えているわけでありませう。

6 地方税

地方税については、例えば、事業税が外形標準化されたことや、あるいは三位一体の改革とか、いろいろな問題があります。それから、税源移譲に伴って、住民税もおのずから改革されることとなります。また、固定資産税は非常に重要な税源であります。住民税とともに地方の重要な税源であるわけですが、特に固定資産税の重要性というのは、地方独自の租税だということです。地方団体は国の租税に対する付加税ではなくて、独自の税源を持つべきだという考え方があるわけですが、それは地方自治の本旨に適った考え方だと思いますが、例えば法人住民税ですと、国の法人税額を課税標準として課されますから、一種の付加税であります。また、地方の個人住民税は、所得税と同じような計算の仕方で課税されるわけです。しかも、各市町村は、住民の所得税の申告書を、税務署からも

らって、それに依拠して所得を計算して課税するということが行われていて、実質的には付加税的な要素が強いわけです。

これに対して、固定資産税は地方独自の課税でありますから、そのような意味では、国の租税の付加税ではなくて、独自の地方税源であるということにして、非常に重要な意味を持っているということになります。固定資産税については、例えば、土地の時価は下がっているのに税負担が上がるのはなぜだろうかとか、いろいろな疑問が呈されておりますが、税自体としては大変に重要な税であります。そして、これは住民が市町村から、例えばごみの収集とか消防とか、いろいろなサービスを受けていることの対価であるという説明がされるわけです。いずれの地方税も、そのような地方公共団体から受けるサービスの対価という性質を持っていると思いますが、固定資産税は、特にそうであるという考え方がとられているわけでありませう。

7 まとめ - 21 世紀における税制の方向

21 世紀に入って、わが国の税制がどのような方向に動いていくのかということは、大いに興味を持たれるところでありますし、また重要な問題であります。最初に申しましたように、タックス・ミックスの税制が維持されていくであろうということは、まず動かないところでありますが、その内容がどのように変わっていくであろうかということ、これが重要な問題であるということになると思います。

時間がまいりましたので、私のお話はこれで終わらせていただきたいと思います。どうぞご清聴ありがとうございました。